

千曲市告示第11号

千曲市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月6日

千曲市長 小川 修一

千曲市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示

千曲市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱（平成17年千曲市告示第44号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にあるひとり親家庭等日常生活支援事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

附 則

この告示は、令和8年2月6日から施行する。